

滑川市有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市有害鳥獣被害防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣被害防止対策事業 有害鳥獣から農作物被害を防止するために侵入防止柵を整備する事業をいう。
- (2) 有害鳥獣 農作物に被害を与える野生動物をいう。

(補助の交付)

第3条 市長は、有害鳥獣被害防止対策事業を実施するものに対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象者」という。）、補助率、限度額及び補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、滑川市有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 侵入防止柵の見積書の写し
- (2) 侵入防止柵の整備予定位置図
- (3) 侵入防止柵を整備する地番及び耕作者一覧
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、侵入防止柵の整備が完了した日から30日以内に、滑川市有害鳥獣被害防止対策事業補助金実績報告書（様式第2号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 侵入防止柵を整備したことがわかる写真

(2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(細則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月23日告示第46号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象者	市内に居住し、かつ、市内において水稻又は出荷野菜を栽培する者であり、有害鳥獣による被害を受けている又は有害鳥獣による被害を受けるおそれがあると市が認めたもの
補助率	1 / 2 以内（1,000 円未満の端数は切り捨てる。）
補助限度額	個人 100 千円 団体 1 人当たり 100 千円
補助の対象となる経費	侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵及びネット柵に限る。）の整備に係る資材購入費（ただし、侵入防止柵 1 m 当たりの補助額は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に定める鳥獣被害防止総合支援事業の上限単価の範囲内とする。）